

昭和五十八年七月十五日

社団法人 日本書籍出版協会

理事長 服部 敏 幸

著作権法改正に関する要望書

文化庁長官

鈴木 勲 殿

著作権法制定後十三年を経過する間に、著作物利用の態様および手段は、急激に変化し、多様化しています。申すまでもなく、このような事態の到来は、法制定当時すでに各方面において予測され、衆参両院の文教委員会も、とくに附帯決議で、時機を失することのない検討を求めていたところであります。これにつき、現在、貴庁におかれましては、法の見直し作業に着手されていると聞き及んでおります。

さて、当協会は、著作権の制限規定の改正について、すでに昭和五十五年四月二十一日付要望書を提出しておりますが、この機会に、さらに出版界の立場から緊要な法改正について、ここに要望致します。

一、出版権設定について

最近における著作物利用の態様および手段の変化は、いよいよ権利の保護を危うくし、権利者の利益を不当に害する事態になりました。とくに、複製手段の発達と普及によって、いまや誰もが複製者(権利なき複製者)となる

に至りました。このような現状の中で、出版者もまた当然不安定な立場にあります。従って、この際、出版権の確立と、その内容の明確化が緊急の課題であります。

著作権法に出版権が規定されて以後、旧法時代を含めて約五十年の間に、出版権設定契約は相当に普及したと申すことができます。当協会も微力ながら、これの普及に努め、最新の調査(昭和五十七年十一月実施)によれば、七七%の会員出版社が、出版権設定契約を原則とするに至りました。

利用手段の多様化しつつある今日、かりに、出版権設定契約がなされないとなれば、著作権者の権利の保護のために出版者が有効な役割を果すことも困難となり、加えて、出版者の立場もまた著しく不安定となる状況であります。

従って、出版にあたっては、原則として出版権が設定されるように法を改正することが、出版権の確立、ひいては著作権者の権利の保護ないしはその活用のために、不可欠であると考えます。

二、頒布権について

一方、著作物利用の態様および手段の変化によって、権利行使の機会は激増し、複雑化することになりました。従って、権利の保護を十全にするとともに、権利の行使を円滑、適正にし、もって著作物の公正な利用を期すこともまた、留意されねばならず、そのために出版者の果すべき役割もまた、増大しているのであります。

例えば、すでに契約のととのった出版物の二次出版においては、出版権者による出版許諾の慣行が確立しつつあり、また、二次的著作物への利用に関しても、出版権者がその事務処理に当り、あるいは契約当事者となる実例も見られます。このような実勢を考慮しつつ、複写複製による著作物使用に対しては、出版者が中心となって、その著作権処理に当るべく機構の設立の研究が進んでいます。

当協会は、機構の設立に関しては、改めて意見書を提出申し上げる心算であります。これらの実情に鑑みて、現行法の暗示的表現を改め、出版権の

内容を適正かつ明確なものにすることにより、権利者の権利の行使を保障することが必要であると考えます。

以上の理由により、当協会は、左記の通り著作権法の一部改正を強く要望致します。

記

- 一、第二十一条中、「複製する権利」を、「複製し頒布する権利」と改めること。
- 二、第七十九条第一項中、「出版権を設定することができる」を、「契約に別段の定めがない限り、出版権を設定することを要する」と改めること。
- 三、第八十条第一項中、「頒布の目的をもって……複製する権利を専有する」を、「……複製し頒布する権利を専有する」と改めること。
- 四、第八十条第三項中、「許諾することができない」を、「著作権者の承諾を得た場合に限り許諾することができる」と改めること。

以上